

平成31年度事業計画

(平成31年1月1日～平成31年12月31日)

我が国の林業・木材産業は、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中、木材生産量が増加しつつあるものの、厳しい状況はまだ当分続くものと予想され、国産材の利用拡大等による林業・木材産業の活性化と山村の再生が重要な課題となっている。

また、地球温暖化の進行や豪雨災害の頻発等を背景に、二酸化炭素の吸収・固定や国土保全など、公益的機能を有する森林の働きに対しても国民の期待がますます高まっており、森林整備・保全の推進が強く望まれている。

特に平成31年度は、森林経営管理法の施行とともに、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）が創設される重要な年にあたる。これらの新たな施策が円滑に導入され、森林の公益的機能の確保とこれを支える林業の成長産業化による地方創生が推進されることが必要である。

さらに、日EU経済連携協定の交渉妥結及びTPP11の署名も踏まえ、我が国の林業・木材産業に対し、万全の対策を講じていくことが必要である。

このような状況から、森林・林業の再生と木材産業の活性化に向けて、取組の強化を図っていくことが緊要となっており、林活地方議員連盟等との緊密な連携を図りつつ、我が国森林・林業・木材産業の実態に即して積極的な提言・要請活動を行っていくこととする。

また、基金事業については、森林・林業及び山村の活性化に関する調査・研究及びその普及・啓発等に向けて積極的に事業を展開する。

I 一般事業計画

以下の事項について提言活動等を推進するとともに、会員団体等との連絡、連携を密にし、森林・林業・木材産業の発展と業界団体の発展に資するものとする。

- 1 森林・林業・木材産業と山村の振興・発展のため、必要な予算、税制、制度等について引き続き要請活動等を推進するとともに、森林経営管理法や森林環境税

(仮称)・森林環境譲与税(仮称)の円滑な導入等による、林業の成長産業化と森林の公益的機能発揮に向けての林政の新たな展開について、団体としての要望や意見等を積極的に提示するなど提言活動の一層の推進を図る。

2 平成23年末の気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)において、我が国は、京都議定書の第二約束期間(平成25年～)について参加しないこととしたところであるが、引き続き、地球温暖化防止に向け、二酸化炭素等温室効果ガスの排出削減に取り組んでいくこととしているところであり、今後、COP21での「パリ協定」及び日本政府の26%の排出削減表明等を踏まえつつ、森林吸収源対策の一層の推進を図るとともに、CO₂を固定・削減する木材・木質バイオマスの利用拡大等を図る。このため、関係予算の確保や森林環境譲与税(仮称)等の適切な運用について、精力的に取り組んでいく。

3 また、林業の成長産業化に向け、木材利用の更なる拡大に向けて取り組むとともに、緑の雇用等による林業労働対策、施業の集約化、路網の整備及び高性能機械の導入等による現場実行体制の効率化等を推進し、地域の森林・林業の担い手の育成・確保を図るとともに、森林施業の低コスト化、木材の安定的・効率的な生産供給など安定的な森林経営と国産材の安定的供給体制の確立に向けた提言活動を展開する。

4 特に、利用可能な人工林資源が増大する中で、低炭素社会実現の観点も踏まえつつ、木材製品の品質・性能の向上や新材の開発・普及等による住宅建築、公共施設、公共工事等多様な分野での木材利用の拡大や木質バイオマス利用の促進、森林認証材の普及啓蒙・利用促進、また、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」等を踏まえた地域材の利用拡大、更には、29年10月に設立された「国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会」の活動を推進するとともに、民間での建築物等における木材利用の拡大と効率的な木材の生産・加工・流通体制の整備等による国産材の復権を目指した提言・活動を展開する。

5 地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進、また、東日本大震災の復興や熊本地震・西日本豪雨災害・北海道胆振東部地震等からの復旧・復興に向けた対策の推進、更に、森林など放射線汚染に対する的確な除染対策の推進について積極的な提言・要請活動を進める。

6 水源林整備を計画的に推進するための実行体制の整備や施業放棄地、造林未済地等の解消に向けた取組を進めるよう提言活動を行う。

また、国有林については、公益的機能の一層の発揮と民有林との連携、安定的な管理運営体制の確立が図られるよう積極的に提言活動を行っていく。

7 WTO及びEPA/FTAについては、世界の森林の劣化・減少が大きな環境問題となるなか、有限天然資源である木材の持続的利用の観点から十分な配慮が払われるよう、今後の動向を注視するとともに、必要に応じ、林業・木材産業に悪影響を及ぼさないよう関係機関に要請していくこととする。

特に、日EU経済連携協定の交渉妥結及びTPP11の署名も踏まえ、林業・木材産業に対し万全の対策を講じるよう、関係機関等に強力に要請していく。

更に、違法伐採対策については、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（クリーンウッド法）の適切な運用が図られるよう、関係機関等へ要請していく。

8 その他、本協会内に設置している部会等の活性化を図るとともに、早急に提言等を行う必要のある事案が生じた場合は、実情等を調査・検討し、必要に応じて関係部局等とも連絡・調整を図り、対策等について積極的に提言活動を行う。

このほか、引き続き、節目節目で林業団体懇談会を開催するほか、会報誌「日本林業」による情報提供を行うこととする。

II 基金事業計画

今年度の基金事業計画においては、次の事業を実施する。

1 「調査・研究」については、平成29年11月より新たに取り組んでいる「森林資源の循環利用と森林管理のあり方に関する調査」の効率的な推進に努める。

なお、調査研究会の成果については、「森林と林業」を活用し、出来るだけ速やかに都道府県や市町村、林業関係団体への普及・啓発を行う。

2 「公開講座」については、森林・林業・木材産業の課題、林政上の諸問題、地球温暖化問題など森林・木材と国民生活に係わるタイムリーな課題について公開講座を開催し、その普及・啓発を行う。

3 「普及・啓発」については、情報・広報月刊誌「森林と林業」を発行し、森林・林業・木材産業の実態や林政の動向、試験研究の動向等に係るその時々々の課題を取り上げ解説し、都道府県や市町村、林業関係団体等に配布する。

更に、ホームページ・メール等を活用し、森林・林業に関する情報の提供を迅速に行う。